



## 平成30年度決算の概要

市の  
財政は  
大丈夫？

今のところ健全に運営していますが、決して余裕があるとは言えません

自治体の財政状況を示す「健全化判断比率等」は健全な数値ですが、市税などの自主財源が少なく、地方交付税や国県支出金などの依存財源に頼っている状況です。

### ■ 健全化判断比率等(平成30年度決算)

指標	内容	常陸太田市	早期健全化基準*
実質赤字比率	一般会計における赤字の割合	赤字なし	12.77%
連結実質赤字比率	一般会計のほか、特別・企業会計も含めた全会計の赤字の割合	赤字なし	17.77%
実質公債費比率	年間の借金返済額の割合	2.2%	25.0%
将来負担比率	将来に負担が見込まれる負債(借金)の割合	該当なし	350.0%
資金不足比率	公営企業の資金不足額を表す割合	資金不足なし	20.0% (経営健全化基準*)

\*これらの基準を超えると健全化に向けた取り組みが必要になります。

### ■ 財政力指数 0.42

標準的な行政サービスをするためのお金を、自ら賄える割合

\*県内32市中32位(県内市平均0.71)

### ■ 経常収支比率 92.7%

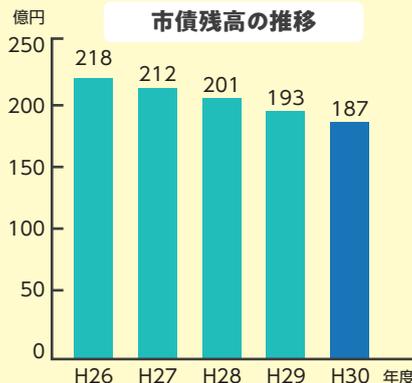
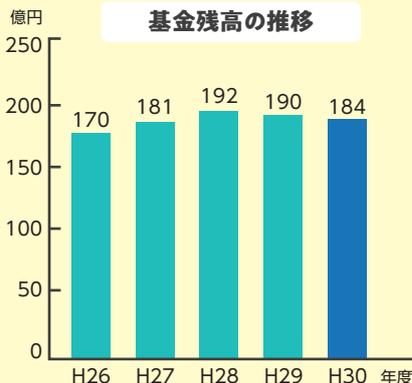
市債の返済など義務的な経費に、市税など経常的な財源が充てられる割合

\*県内32市中18位(県内市平均 92.0%)

市の貯金や  
借金は？

### 貯金(基金)は微減、借金(市債)は年々減少

市の一般会計に係る「貯金(基金)」の残高は、平成29年度に引き続き減少となり、前年度と比べ6億3,642万円減りました。「借金(市債)」は年々着実に減少しており、前年度より5億7,974万円減りました。今後も財政状況を考慮しながら運用していく必要があります。



今後の  
見通しは？

### 歳入増はあまり見込めず、節約が必要です

人口減少などにより、市税の増収は見込めず、地方交付税も減額になっている中で、高齢化に伴う医療や福祉などにかかるお金、施設の老朽化に伴う維持・更新、道路の整備などにかかるお金などが増える見込みです。限られた財源を効率的・効果的に使っていく必要があります。

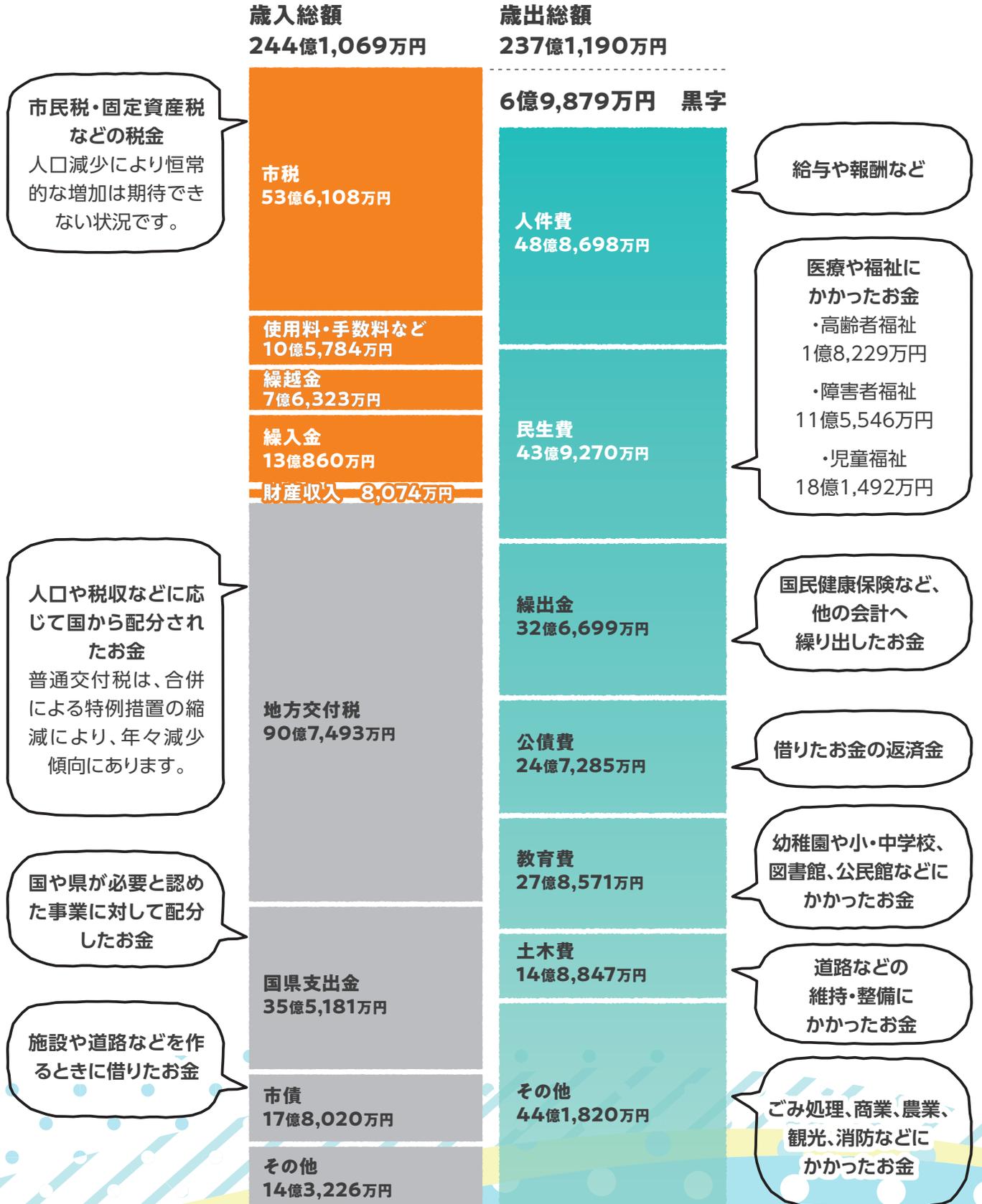
市では毎年2回、財政状況について公表し、市民の皆さんが納めた税金が、どのように使われているのかをお伝えしています。今回は常陸太田市の平成30年度決算の概要と令和元年度予算の執行状況をお知らせします。

問 財政課財政係(内線318・319)

## 一般会計

歳入から歳出を引いた収支6億9,879万円のうち、3億8,362万円を令和元年度に繰り越し、3億1,517万円を貯金しました。

自主財源 35.1%    依存財源 64.9%



## 特別会計

すべての会計において、赤字は生じていません。

区分	歳入決算額	前年度比	歳出決算額	前年度比
国民健康保険	61億2,053万円	△15.1%	59億5,346万円	△11.4%
後期高齢者医療	6億9,324万円	4.0%	6億9,081万円	4.0%
介護保険	58億6,525万円	2.9%	57億729万円	0.5%
下水道事業	11億5,051万円	△6.5%	10億5,660万円	△11.3%
農業集落排水事業	3億3,799万円	△0.1%	3億2,314万円	△1.2%
戸別合併処理浄化槽 設置整備事業	1億6,912万円	2.1%	1億4,547万円	△5.3%
簡易水道事業	3億885万円	0.4%	2億8,626万円	△2.2%
<b>合計</b>	<b>146億4,549万円</b>	<b>△6.2%</b>	<b>141億6,303万円</b>	<b>△5.7%</b>

### 国民健康保険 (H30年度平均)

平成29年度

被保険者数	12,921人
一人当たり医療費	361,296円

[13,409人]  
[347,418円]

### 介護保険 (H30年度平均)

平成29年度

被保険者数	18,700人
一人当たり医療費	284,850円

[18,528人]  
[284,762円]

### 後期高齢者医療 (H30年度平均)

被保険者数	10,208人
一人当たり医療費	826,650円

[10,173人]  
[856,030円]

\*各特別会計の歳出決算額には、委託費や事務的経費なども含まれているため、被保険者数で割っても一人当たり医療費・給付費とは一致しません。

## 公営企業会計

区分	収入決算額		前年度比	支出決算額		前年度比
	項目	金額		項目	金額	
水道事業	収益的収入	12億9,207万円	1.5%	収益的支出	12億461万円	1.2%
	資本的収入	1億8,270万円	86.4%	資本的支出	6億5,522万円	15.2%
工業用水道事業	収益的収入	9,880万円	1.5%	収益的支出	9,344万円	10.0%
	資本的収入	1,080万円	△78.3%	資本的支出	1,480万円	△75.6%

\*収益的収支…営業活動に関する損益取引

例/収入…料金収入/支出…施設の維持管理費、減価償却費

\*資本的収支…営業活動以外における資本取引

例/収入…企業債/支出…建設改良費、企業償還金

区分	状況	
水道事業	給水人口	43,691人
	給水世帯	17,948世帯
	普及率	98.85%
	年間配水量	5,779,286m <sup>3</sup>
	年間給水量	4,856,151m <sup>3</sup>
	給水原価	208.22円

区分	状況	
工業用水道事業	給水事業所	4社
	年間契約水量	912,500m <sup>3</sup>
	年間配水量	1,037,747m <sup>3</sup>
	年間給水量	1,012,839m <sup>3</sup>



\*水道事業は、平成23年度から常陸太田地区と金砂郷地区が事業統合しました。

\*給水原価は1m<sup>3</sup>当たり

## 一般会計

### 歳入

区分	予算現額	収入済額	収入率
地方交付税	91億1,355万円	63億5,902万円	69.8%
市税	52億9,561万円	32億2,143万円	60.8%
市債	24億6,650万円	0円	0%
国庫支出金	36億1,620万円	8億3,491万円	23.1%
県支出金	14億6,830万円	1億2,317万円	8.4%
繰入金	16億5,040万円	0円	0%
その他	27億6,284万円	18億7,237万円	67.8%
<b>合計</b>	<b>263億7,340万円</b>	<b>124億1,090万円</b>	<b>47.1%</b>

### 歳出

区分	予算現額	支出済額	支出率
民生費	76億3,524万円	31億6,246万円	41.4%
公債費	23億7,119万円	10億9,658万円	46.2%
総務費	32億5,567万円	11億8,689万円	36.5%
土木費	39億1,989万円	9億2,259万円	23.5%
教育費	37億1,897万円	13億6,839万円	36.8%
衛生費	26億323万円	5億3,538万円	20.6%
その他	28億6,921万円	12億396万円	42.0%
<b>合計</b>	<b>263億7,340万円</b>	<b>94億7,625万円</b>	<b>35.9%</b>

## 令和元年度予算

# 執行状況

今年度上半期の歳入・歳出等の状況をお知らせします。

\*9月30日現在

\*予算現額は、当初予算額に前年度の繰越事業費、9月までの補正予算額を合算したものです。

## 市有財産

区分	内容
土地	約584ha
山林	約582ha
建物	262,414㎡
歳計現金	38億4,006万円
各種基金	192億9,196万円
有価証券	8,706万円

## 特別会計

区分	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
国民健康保険	55億4,699万円	22億3,323万円	40.3%	20億9,197万円	37.7%
後期高齢者医療	7億3,608万円	2億7,044万円	36.7%	2億4,952万円	33.9%
介護保険	61億1,146万円	31億7,220万円	51.9%	24億2,897万円	39.7%
<b>合計</b>	<b>123億9,453万円</b>	<b>56億7,587万円</b>	<b>45.8%</b>	<b>47億7,046万円</b>	<b>38.5%</b>

## 公営企業会計

### 水道事業

区分	予算現額	執行済額	執行率
収益的	収入 12億3,331万円	3億6,607万円	29.7%
	支出 12億2,100万円	2億1,373万円	17.5%
資本的	収入 4億1,993万円	1万円	0.0%
	支出 9億3,921万円	1億9,060万円	20.3%

### 工業用水道事業

区分	予算現額	執行済額	執行率
収益的	収入 1億1,069万円	2,783万円	25.1%
	支出 1億1,028万円	2,400万円	21.8%
資本的	収入 0万円	0万円	0.0%
	支出 1,782万円	497万円	27.9%

### 簡易水道事業

区分	予算現額	執行済額	執行率
収益的	収入 3億8,288万円	6,518万円	17.0%
	支出 3億7,720万円	4,981万円	13.2%
資本的	収入 9,528万円	0万円	0.0%
	支出 1億8,406万円	3,615万円	19.6%

### 下水道事業等

区分	予算現額	執行済額	執行率
収益的	収入 19億3,219万円	5億9,333万円	30.7%
	支出 16億2,234万円	2億2,097万円	13.6%
資本的	収入 4億384万円	2,032万円	5.0%
	支出 10億65万円	3億1,674万円	31.7%

## 見晴らしの丘公園を中心とした地域の魅力づくり

大好きCOCO白羽 代表 大津敏雄さん(白羽町)



コスモスの植え



公園が交流拠点となっている



五厘平の丘陵地に「見晴らしの丘公園」を整備し、公園から景色を楽しめるように花を植えたり、白羽町の見どころを散策できるルートを整備したり、地域の魅力向上に取り組んでいます。今後は、地域の文化・歴史にふれる勉強会や公園での星空観望会などのイベントをとおして、市内外の方への魅力発信にも取り組んでいきます。

問 市民協働推進課 (内線217・218)

わたしたちの  
まちづくり

## 高校生が国体で本市をPR

県立太田第二高等学校



販売した梨ジュース



観戦者や卒業生など、多くの方がブースを訪れた

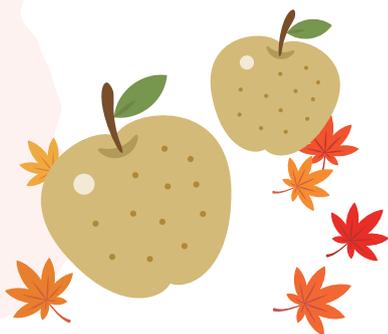


皆さんのまちづくりを  
応援します！  
市では、自分たちの力で地域の課題解決や、地域の活力を生み出し、地域交流を図ろうとするグループや団体を市民提案型まちづくり事業として採択し、応援しています。

また、市民活動ネットでは、採択団体に限らず、市内の市民活動やボランティア活動などを掲載しています。市ホームページ左下「関連リンク」から、ぜひご覧ください。



地元企業協力のもと、昨年度開発した梨ジュースを改良し、いきいき茨城ゆめ国体で販売しました。梨のみずみずしさを生かしたジュースとともに市の特産品などを紹介するパンフレットの配布を行い、県内外から訪れた選手や観戦者にPRしました。その際、常陸太田の梨のおいしさに驚く方もいて、多くの方に市をアピールすることができたと感じました。



# 空き家バンクに 登録してみませんか

問 少子化・人口減少対策課（内線314）

平成27年度から始まった空き家バンク制度は、市内における空き家の有効活用を通して、良好な住環境の確保および定住促進による地域活性化を図ることが目的です。ひとりでも多くの方に、本市へ定住してもらうため、皆さんがお持ちの物件で売却・賃貸を検討されていましてらぜひ登録してみませんか？

今回は本制度を活用して移住した岩本さんにお話を伺い、実際に物件がどのように利用されているのか事例をご紹介します。

岩本忠男さんと奥様の志信さんが常陸太田に転入してきたのは昨年7月のこと。それまでは東京都の二戸建てで2人の息子さんと暮らしていました。息子さんの高校卒業を機に、自分らしい生活をしたいと田舎暮らしを選択。周囲には田園風景が広がり畑も蔵もある471坪の敷地と築95年の古民家。現代向け設備改修も耐震工事も完了していたこの家と空き家バンクを通じて出会いました。屋内には忠男さんの趣味でもあるドラムセットを配置。都内では厳しい騒音問題も広い敷地でクリア。整体師でもある志信さんの施術室も完備しました。もちろん、家庭菜園

も心置きなく満喫しています。また、地域の方も岩本さん夫婦を歓迎。1年配の方が多いので、わたしたちは若輩者となりますが、歓迎されているのが伝わってきます」という岩本さんの言葉からも、常陸太田市に移住してきて良かったという気持ちが伝わってきます。また、移住にあたって岩本さんは家財道具処分助成とリフォーム助成も活用。屋根や基礎部分の修繕にあてたといいます。

このように補修が必要な住宅でも、空き家バンクに登録した物件の場合、様々な助成が適用されます。リフォーム費用など、負担を少なく入居してもらうことが可能です。また、登録により、より多くの方に物件を閲覧してもらうことができます。気になった方はぜひ、空き家バンクへの登録についてご相談ください。





岩本さん夫妻。忠男さんの趣味はドラム、志信さんの趣味は家庭菜園、そしてふたり共通の趣味はオートバイ。岩本さんのように、移住してくる方の多くが趣味を持っています。そんな趣味を満喫できる家が望まれています。



物置きも改修し、志信さんの施術室に。



趣味の音楽機材

空き家バンクの登録には、  
まず「空き家物件登録申し込み」が必要です。  
その後、市が現地調査を行い、  
物件を登録します。  
詳しくは「じょうづるホーム」で検索!



移住・定住相談室「じょうづるライフ3110」  
☎ 72-3110 平日8:30~17:15



## 空き家バンクに登録すると お得な制度を利用できます!

### 令和元年度新規事業

- ・見守り費用助成 (最大2千円)  
空き家に異常がないか確認する費用について助成します。
- ・除草費用助成 (最大5万円 対象経費の1/2)  
敷地内の除草および樹木の剪定費用を助成します。

### 令和元年度拡充

- ・リフォーム工事費用助成  
(50万円 → 最大100万円 対象経費の1/2)  
所有者の方、賃借人または購入して1年以内の方に、リフォーム工事費用を助成します。

### 令和元年度継続

- ・家財道具等の処分費用助成 (最大20万円)  
所有者の方、賃借人または購入して1年以内の方に、残存する家財道具等の搬出および処分に要する費用を助成します。

※上記助成制度を利用する場合は、事前の申請が必要です。  
その他一定の条件がありますので、ご相談ください。

### 空き家バンクの実績

登録申込件数/101件 定住者数/82人  
成約件数/45件 うち転入者(市外)/46人  
(令和元年10月末現在)

# いきいき茨城ゆめ国体を終えて

問 国体推進室(内線355)

9/29(日)~10/1(火)の3日間にわたり、「いきいき茨城ゆめ国体常陸太田市成年男女ソフトボール競技」が開催され、男子は長崎県、女子は群馬県が優勝しました。茨城県チームは男女ともに5位に輝き、茨城県の天皇杯・皇后杯獲得に貢献しました。また、国体期間中は大勢のボランティアの方々にご協力いただき、大会運営を支えていただきました。ありがとうございました。



## 茨城県チームの戦い!



男子チーム



女子チーム

## 国体 PHOTO



## 国民年金Q&A よくある質問にお答えします

**Q** 今年で20歳になります。国民年金には、加入しなければいけないのですか？

**A** 20歳になれば、必ず国民年金に加入することとなります(厚生年金・共済年金の加入者を除く)。20歳の誕生日を迎えると、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」が届きます。

\*以前は国民年金加入の届出が必要でしたが、10月から届出が不要となりました。なお、学生で保険料納付が困難な場合は、学生納付特例制度が利用できます。

**Q** 会社を退職しました。一ヵ月後に別の会社に就職する予定ですが、国民年金の手続きは必要ですか？

**A** 退職や雇用形態が変わるなどにより、厚生年金・共済年金をやめたときは、短期間であっても国民年金の資格取得の届出が必要です。

**Q** 厚生年金に加入していた夫(妻)が定年退職しました。何か手続きが必要ですか？

**A** 配偶者の定年退職で厚生年金・共済年金の扶養からはずれた方は、60歳まで国民年金に加入すること

なります。健康保険が任意継続被保険者であっても、国民年金は、被扶養者(3号被保険者)から、ご自身で国民年金保険料を納める1号被保険者への種別変更手続きが必要です。

**Q** 年金手帳を紛失してしまいました。再発行はできますか？

**A** 国民年金1号被保険者は、市役所で年金手帳の再交付申請をすることができます。年金手帳は、申請してから数週間後に自宅へ郵送されます。なお、お急ぎの場合は、身分証明書等を持参の上、水戸北年金事務所まで本人が手続きを行ってください。

\*厚生年金加入中の方は勤務先、配偶者の扶養に入っている方(3号被保険者)は配偶者の勤務先で申請してください。

**Q** 将来受け取る年金額が増える制度があるって本当？

**A** 国民年金保険料(1万6410円/月額・令和元年度)に加えて、月額400円の付加保険料を納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。  
・付加保険料を納めることができるのは、国民年金1号被保険者および

任意加入被保険者です。

・付加保険料の納付は、申込みをした月分からです。

・付加年金(年額)は、「付加保険料納付月数×200円」で計算します。  
年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加金額を受け取ることができます。

**Q** 所得が少なく保険料を納めるのが困難です。どうすればいいですか？

**A** 前年の所得に応じて、保険料の全額または部が免除となる「保険料免除制度」や、50歳未満の方には「納付猶予制度」があります。

\*免除を受けるための基準額等、詳しくはお問い合わせください。

**Q** 60歳になりましたが、20歳の頃に3ヵ月分の未納があります。満額の年金を受け取ることはできますか？

**A** 満額の老齢基礎年金を受け取るためには、20歳から60歳まで40年間保険料を納めなければなりません。年金受給資格期間を満たして、過去に未納があり年金額を満額に近づけた方は、60から65歳までの間に国民年金へ任意加入し保険料を納めることができます。また、年金受

給資格期間を満たしていない方は、70歳まで任意加入することができます。納付は加入した月分からで、口座振替が原則となります。

**Q** 今年で65歳になります。すでに厚生年金を受給していますが、国民年金の請求はどのような手続きが必要ですか？

**A** 特別支給の老齢厚生年金を受給している方には、65歳の誕生月の初めに日本年金機構から「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」が送付されますので、必要事項を記入し、返送してください。

### 年金生活者支援給付金の請求書が届いている方へ

年金生活者支援給付金の対象となる方へは、令和元年9月中に年金機構から請求ハガキ等が送付されています。手続きが遅れると、支給遅延等となりますので、忘れずに年金機構へ提出してください。

◆問：ねんきんダイヤル(0570-05-1160)